

静岡県告示第357号

医療提供体制設備整備事業費補助金交付要綱（平成19年静岡県告示第158号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月8日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第5 交付の条件</p> <p>次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 補助事業に要する経費の配分の変更（<u>それぞれの事業の区分の配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の変更</u>を除く。）をしようとする場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(II) (略)</p> <p>第7 実績報告</p> <p>(1) 提出書類 各2部</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>検収調書の写し</u></p> <p>(2) (略)</p> | <p>第5 交付の条件</p> <p>次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 補助事業に要する経費の配分の変更（<u>軽微な変更</u>を除く。）をしようとする場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(II) (略)</p> <p>第7 実績報告</p> <p>(1) 提出書類 各2部</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>その他参考となる資料</u></p> <p>(2) (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表病院群輪番制病院設備整備事業の項中「備品購入費」を「購入費」に、「21,600千円」を「22,000千円」に、「108,000千円」を「110,000千円」に、「6,171千円」を「6,285千円」に、「2,724千円」を「2,774千円」に改め、同表救命救急センター設備整備事業の項中「備品購入費」を「購入費」に、「251,640千円」を「256,300千円」に、「8,316千円」を「8,470千円」に、「43,200千円」を「44,000千円」に、「61,713千円」を「62,856千円」に、「57,669千円」を「58,737千円」に、「2,724千円」を「2,774千円」に、「1,080千円」を「1,100千円」に改め、同表高度救命救急センター設備整備事業の項中「86,400千円」を「88,000千円」に、「比較していずれか少ない額と」を「整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と」に、「8,387千円」を「8,542千円」に、「31,456千円」を「32,039千円」に改め、同表小児集中治療室設備整備事業の項中「備品購入費」を「購入費」に、「11,340千円」を「11,550千円」に改め、同表小児医療施設設備整備事業の項中「備品購入費」を「購入費」に、「25,920千円」を「26,400千円」に、「9,720千円」を「9,900千円」に、「1,620千円」を「1,650千円」に、「16,200

千円」を「16,500千円」に改め、同表周産期医療施設設備整備事業の項中「備品購入費」を「購入費」に、「31,394千円」を「31,975千円」に、「比較していずれか少ない額と」を「整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と」に、「31,456千円」を「32,039千円」に改め、同表共同利用施設設備整備事業の項中「216,000千円」を「220,000千円」に、「整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した」を「比較していずれか少ない」に改め、同表地域災害拠点病院設備整備事業の項中「備品購入費」を「購入費」に、「18,874千円」を「19,224千円」に、「整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した」を「比較していずれか少ない」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「事業の種類」を「事業の区分」に改め、様式第3号中「事業区分」を「事業の区分」に、「備品購入費」を「購入費」に改め、様式第7号及び様式第10号中「事業の種類」を「事業の区分」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。